

和歌山県監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和 2 年和歌山県監査公表第 10 号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 24 日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3 の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1) ～ (3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
セイカ株式会社	令和 5 年 1 月 27 日
公益社団法人和歌山県体育協会	〃
公益社団法人和歌山県トラック協会	〃
中辺路町森林組合	〃
和歌山県土地改良事業団体連合会	〃
田辺商工会議所	〃
公益財団法人和歌山県救急医療情報センター	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
一般財団法人和歌山県勤労福祉協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
公益社団法人畜産協会わかやま	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山県文化財センター	〃
特定非営利活動法人和歌山 I T 教育機構 (和歌山県立情報交流センター指定管理者)	〃
特定非営利活動法人わかやま N P O センター (和歌山県 N P O サポートセンター指定管理者)	〃
一般財団法人和歌山県交通安全協会 (和歌山交通公園指定管理者)	〃
一般社団法人和歌山県歯科医師会 (和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者)	〃
特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部 (根来山げんきの森指定管理者)	〃
T S A グループ (秋葉山公園県民水泳場指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団 (県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館、河西緩衝緑	〃

地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地指定管理者) 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ (和歌山県和歌山マリーナ (ディンギーマリーナ) 指定管理者) 有限会社ベイサイド和歌浦 (和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者) 加太まちづくり株式会社 (加太みなとまち指定管理者)	” ” ”
---	-------------

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。
なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 補助金の交付申請及び実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 外国雑誌電子オンラインジャーナルアクセス利用の提供業務委託において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- (1) 検査調書の作成を行っていなかった。
- (2) 契約期間満了日の前に完了検査を行っていた。
- (3) 契約書の契約期間満了日の記載を誤っていた。

(ウ) 業務委託の支出契約決議及び変更契約決議において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 公益社団法人畜産協会わかやま

所管課に対する注意事項

出資団体における新規採用職員の採用について、県が定めた「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」に基づく協議を行っていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 一般社団法人和歌山県歯科医師会

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者)

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターに係る情報公開要綱を策定していなかったため、県と協議の上、適正に処理されたい。

所管課に対する注意事項

指定管理者において情報公開要綱を策定していなかったため、指定管理者と協議の上、適正に処理されたい。

エ 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地指定管理者)

和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・和歌山ビッグウエーブ警備業務委託の支出において、履行確認がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。